

リマ会議(COP20/CMP10)の結果と評価

2015年2月13日

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

■ 会議の概要

2014年12月1日(月)から12月14日(日)にかけて、ペルーのリマにて、国連気候変動枠組条約第20回締約国会議(リマ会議)が開催されました。リマでは、次の5つの会議体で並行して交渉が行われました。

▼2つの締約国会議

- ① 気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)
- ② 京都議定書第10回締約国会合(CMP10)

▼1つの特別作業部会

- ① 行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会第2回会合第7部(ADP2-7)

▼2つの補助機関会合

- ① 実施に関する補助機関第41回会合(SBI41)
- ② 科学上及び技術上の助言に関する補助機関第41回会合(SBSTA41)

リマ会議は、2015年末に予定されているパリ会議(COP21/CMP11)での合意実現に向けて、その道筋をつくるための重要な会議でした。厳しい交渉の中、辛うじて決裂は回避して合意に達し、パリ会議への道筋をつけました。しかし、依然として各国間の立場の差は大きく、成果は最小限のものとなりました。

今回のADPでは、パリ会議に先立って提出が求められている2020年以降の国別目標案¹や、2020年までの排出削減努力の強化、2020年以降の新しい法的枠組みに関する2015年パリ合意の要素について交渉が行われました。リマ会議で合意が求められていた国別目標案については、目標案の内容が2015年合意のあり方や先進国と途上国の差異化とも関わることから、利害が錯綜し交渉は難航しましたが、目標案として提出する情報の内容に合意するとともに、2015年3月が提出期限であることを再確認しました。また、パリ会議に先立つ11月1日までに、国連気候変動枠組条約事務局が、各国がそれまでに提出した目標案を足し合わせ、気候変動防止の効果についてまとめた統合報告書を準備することになりました。しかし、目標案を提出した後に国際的に協議する公式なプロセスには合意することができませんでした。一方、2015年合意の要素についての交渉は、十分な時間が割けず、あまり進めることができませんでした。

¹ Intended Nationally Determined Contributions : INDCs…日本政府は「約束草案」と訳している。

リマ会議の後、2015年2月にスイスのジュネーブでADP2-8が、6月にドイツのボンで補助機関会合が開催され、パリ会議は11月30日～12月11日の日程で開催される予定です。

日本政府は、2015年3月までに提出が求められている2020年以降の国別目標案の検討を加速させ、様々な温室効果ガス排出量の削減可能性を掘り起こし、原発再稼働に頼ることなく、意欲的な目標案を3月までに提出することが求められています。

■ 会議に至るまで

2014年は、気候変動問題が世界の最重要課題の1つであることが再認識された年でした。

第1に、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書の全てが発表され、気候変動の影響や対策の緊急性について最新の科学的知見が共有されました。報告では、気温上昇、海面上昇、海水減少、海洋酸性化などの影響が予想以上に早く起きており、世界中の陸域・海洋に影響を及ぼしているとされ、今後、地球の平均気温の上昇を産業革命時点から2℃未満に抑えることができたとしても様々な悪影響は生じ、対策がとられなければ今世紀末までに最大4.8℃上昇するとされました。2℃未満の確率を高めるためには、CO₂排出量を2050年に40～70%削減、2100年には排出をゼロもしくはそれ以下にする必要があることも示されました。

第2に、9月に潘基文国連事務総長主催の国連気候サミットが開催され、120を超える国の首脳が参加し、気候変動対策への意欲や2020年以降の気候変動対策の新目標を早期に提出する決意を表明しました。また、デンマークやコスタリカ、ツバルなどの国は脱化石燃料を進め、再生可能エネルギー100%に転換することを表明しています。サミット前の同月21日には世界中で50万人もの人々が各国首脳に気候変動対策の強化を求めた「市民の気候マーチ」に参加し、国際世論のうねりを巻き起こしました。

第3に、10～11月にEU・米国・中国が2020年以降の新目標を相次いで発表したことです。目標の水準は2℃未満実現のために十分な水準には届いていませんが、とりわけ、世界第1位、第2位の排出国である中国と米国の両国首脳が共同で新目標の概要を発表したことは、パリ合意の成立に向けた重要なイニシアティブとなり、リマ会議でも多くの歓迎の声が聞かれました。

第4に、国連気候サミットからリマ会議の前までの間に相当数の先進国から、途上国支援のための「緑の気候基金（GCF）」への資金拠出が表明されたことで、前向きな合意成立への気運を高めたことです。このことはリマ会議でもさらに多くの国が資金拠出の表明をすることを加速させ、会議中には目標とされていた総額100億ドルに達しました。

■ 会議の内容と結果

1. 行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP2-5） ～2015年合意・2020年までの排出削減努力の強化～

2015年のパリ合意の交渉の中核となるADPの交渉は、2020年からの新しい法的枠組みについての2015年合意と、2020年までの排出削減目標・行動を強化すること（2020年までの排出削減強化）について、1つのコンタクト・グループで交渉が行われました（表1参照）。

表 1 ADP の 2 つのワークストリームと主な論点・議論

	ワークストリーム1	ワークストリーム2
名称	2015 年合意 (2015 agreement)	2020 年までの排出削減努力の強化 (pre2020 ambition)
議題 ²	COP17 決定 (Decision 1/CP.17) のパラグラフ 2-6 に関連する問題	COP17 決定 (Decision 1/CP.17) のパラグラフ 7-8 に関連する問題
交渉の趣旨	2020 年からの新しい法的枠組みについて、2015 年 12 月の COP21 までに合意するための交渉	各国の目標・行動による排出削減見込み量と、2°C 目標のために必要な排出削減量とのギャップを埋めるために、2020 年までの各国の排出削減努力を強化するための交渉
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> ・2015 年合意の要素 ・2015 年合意における各国の排出削減目標の決め方 ・2015 年合意の法的形式 (議定書、その他の法的文書、法的効力のある合意成果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国の 2020 年までの排出削減目標の引き上げと途上国の排出削減行動の強化 ・代替フロン類、短期寿命気候汚染物質、化石燃料補助金、国際航空・海運などの個別対策
COP19 での主な決定	2015 年 3 月までに、(準備ができた) 全ての国が温暖化対策の目標案を提出することを求める。2014 年 COP20 までに、目標案として提出する情報の内容を決定する。	2014 年以降、高い排出削減可能性のある行動の機会についての技術的な調査を実施する。技術専門家会合 (TEMs) を開催する。
今会合の焦点	<ul style="list-style-type: none"> ① 国別目標案として提出する情報の内容や提出後の事前協議の進め方をどうするか ② 共通の交渉のベースとなる、2015 年合意の要素 (排出削減、適応、資金、技術、能力構築、透明性など) について交渉を進展させられるか 	2020 年までの排出削減努力を強化するために、今後の技術専門家会合の開催や閣僚級会合の開催などを含め、どのような決定をするか

出典: 気候ネットワーク

交渉の結果、「気候行動のためのリマ声明 (Lima Call for Climate Action)」と名付けられた決定が採択されました (5 ページの表 2 参照)。交渉の論点と主な決定は以下の通りです。

① 2015 年合意 (ワークストリーム 1)

2015 年合意に関しては、リマ会議で期待されたことは大きく 2 つありました。1 つは、2015 年 3 月までに提出が求められている国別目標案を提出する際に示す情報について決定すること、もう 1 つは、2015 年合意の要素について交渉を進展させることです。

・ 2015 年 3 月までの提出が求められている国別目標案

リマ会議の最大の焦点は、国別目標案についてです。COP19 のワルシャワ合意では、2020 年以

² ADP2 で採択された議題はこちら。

http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/6911.php?priref=600007424

降の気候変動対策の国別目標案を 2015 年 3 月までに提出することを求め、リマ会議で、目標案として各国がどのような情報を提出するのかについて合意することを決めました。そのため、「地球の平均気温上昇を 2°C 未満に抑制すること」と照らして各国の目標案が十分意欲的かどうか、各国間で公平かどうかを検証するために必要な情報を決定することが必要でした。また、この目標案の内容は、排出削減中心でいいのか、それとも適応、資金支援、技術支援などについても含むべきかどうかとも争点でした。さらに、各国が提出した目標をさらに引き上げるための事前協議のプロセスについて合意することが期待されていました。

リマ会議では、目標案の明確さ、透明性、理解を促進するため、各国が排出削減に関して提出する情報に合意することができました。また、各国が取り組んでいる適応の計画について提出することや国別目標案に適応を含めることを検討するよう求めています。提出期限については、ワルシャワ合意にある「2015 年 3 月 31 日まで」が改めて確認されました。

また、国別目標案については、現在取り組んでいることを超えて、より進んだ内容を表明しようということも合意されました。リマ会議で多くの国が強調した「後退なし (no backsliding) の原則」が最終合意に盛り込まれたものです。これは日本に例えて言えば、京都議定書第 1 約束期間 (2008～2012 年) に持っていた温室効果ガスの排出削減義務を 2013 年以降は負わないという選択や、2020 年までの温室効果ガス排出削減目標を、「25%削減」を撤回して「3.1%増加」に変更することなどの後退は認めないという意味です。

各国が提出した国別目標案について、パリ会議までに国際的に議論し強化するプロセス (事前協議) については、2015 年 11 月 1 日までに国連気候変動枠組条約事務局が各国目標案をまとめ、各国の排出削減目標が世界全体の気候変動防止にどのような効果をもつかについて、統合報告書を準備することになりました。リマ会議の中盤においては 2015 年 6 月の補助機関会合にて各国が目標案を発表し合い、質疑応答をする対話の場を持って協議をすることも提案され、一定の支持を集めていましたが、一部の途上国の反対を受け、最終的にはそれらのプロセスには合意できませんでした。

リマ会議を経て国別目標案として提出すべき情報が明らかになりました。現在はそれをもとに、各国が国内で意欲的で公平な目標案を検討し、2015 年 3 月までに国際的に示すための準備を本格化させるステージに入っています。

・ 2015 年合意の要素・構成

リマ会議では、2015 年 5 月までに交渉文書を作成することを目指して、2015 年合意に盛り込まれるべき要素について各国の意見をまとめつつ交渉を進展させることも課題でした。2015 年合意の中核が「排出削減」になることは多くの国が一致しており、「適応」を明確に位置付けることの重要性も共通認識となっていますが、その他の資金や技術、能力構築の支援などをどのように位置づけるかには各国の間で考え方の差があります。

交渉では多くの時間が割けませんでした。結果として、COP20 の決定では、会議前の非公式文書を整理してまとめた文書 (合計 37 ページ) が、「交渉文書案のための要素に関するリマでの進捗」として附属書 (6 ページの表 3 参照) として添付されました。各国の意見をオプション (選択肢) に整理して要素ごとにまとめたもので、これが公式文書に位置付けられたことにより、この先の交渉の土台にする文書ができたことは前進です。ただし、現時点では 2015 年合意の要素について決定したわけではなく、合意の法的性質についても予断しないとされています。また、2015 年の合意の中核を占める法的枠組み (議定書のような性格のもの) に含むものと、その他の決定に含める詳細な内容も混在しています。これらを交渉し、法的文書 (例えば議定書) を前提にした交渉文書を 2015 年 5 月までに作成することが次の課題です。

表 2 2015 年合意・国別目標に関する決定の概要(「気候行動のためのリマ声明」³より)

■2015 年合意について(前文～para8)

- ・2015 年合意で適応を強化する決意を確認
- ・気候変動影響に伴う損失と被害に関するワルシャワメカニズムを想起し、リマでの進捗を歓迎
- ・産業革命前の水準から 1.5 ないし 2 度の気温上昇に抑制するための排出経路と締約国の宣誓との間に大きなギャップがあることを認識
- ・すべての国に適用される法的枠組みは、とりわけ、緩和・適応・資金・技術開発移転・能力構築・行動と支援の透明性確保において、バランスを取ったものでなければならない
- ・意欲的な 2015 年合意は、それぞれの国の事情に照らして、共通だが差異ある責任及びそれぞれの能力の原則を反映すること
- ・先進国には、特に気候変動の影響に脆弱な途上国に対し、緩和及び適応の行動のための資金を提供し動員することを促すこと、またその他の国の補足的な支援を認識すること
- ・交渉文書案の要素に関する進展として、附属書を認識すること
- ・交渉文書を 2015 年 5 月までに作成するために交渉を加速させること

■国別目標案について(para9～16)

- ・それぞれの国の国別目標案では、条約 2 条の究極の目標の達成のため、現在取っている行動からの進展を表明すること
- ・すべての国に対し、適応計画の実施に関する情報提供や国別目標案に適応について含めることを検討することを奨励する
- ・すべての国に対し、各国の国別目標案について明確化、透明性、理解向上のために、COP21 よりはるかに前に(準備のある国は第 1 四半期までに)、国別目標案を提出するよう奨励する
- ・明確化、透明性、理解向上のために、適切であれば、とりわけ以下の情報を含めることに合意する
 - 参照ポイント(基準年)
 - 実施の時間枠・期間
 - 目標の範囲と対象ガス
 - 計画プロセス
 - 前提と方法論(人為起源温室効果ガス排出量の推計・算定)
 - 吸収源
 - 自国の目標案が、各国事情を鑑みて、どのように公平で野心的であると考えられるか
 - 自国の目標案が気候変動枠組条約の究極の目的(気候システムへの危険な人為的干渉をなくす)の実現にどのように寄与するか
- ・先進国、資金メカニズム、その他組織に対し、国別目標案の準備や情報提供に支援を必要とする国への資金提供を呼びかける
- ・条約事務局に、各国の国別目標案をウェブサイトに公表すること、10 月 1 日までに提出された国別目標案の全体的な影響に関する統合報告書の作成を要請する。

表 3 附属書「交渉文書案」の要素の構成

³ 決定文書はこちら。 <http://unfccc.int/resource/docs/2014/cop20/eng/10a01.pdf>

A.前文	気候変動枠組条約の原則の扱い、適応の位置づけ等
B.定義	(合意文書で使用する用語の定義)
C.一般的事項・目的	温室効果ガス排出削減の長期目標、各主体の役割等
D.排出削減	長期的・世界的な排出削減のあり方、各国の排出削減の約束/貢献、制度的取り決め等
E.適応・損失と損害	長期的・世界的な適応のあり方、適応に関する約束/貢献、適応に関する取組みの監視・評価、情報共有のあり方、制度的取り決め、損失と損害のあり方等
F.実施のための協力と支援	(他のセクションに統合)
G.資金	指針の原則、資金に関する制度、資金規模・資金源等
H.技術開発と移転	一般的事項、約束、制度的取り決め等
I.能力構築	一般的事項、約束、制度的取り決め等
J.行動と支援の透明性	一般的事項、約束等
K.約束/貢献の時間枠とプロセス、実施と野心に係るその他の事項	約束/貢献/行動/実施の範囲と野心(約束期間など)、強化された行動の公式化/確定/反映等
L.実施と遵守の促進	各国の約束/貢献の実施での、遵守の促進
M.手続的・組織的事項	制度的取り決め等
附属書	

②2020年までの排出削減努力の強化(ワークストリーム2)

各国が現在掲げている2020年までの温室効果ガス排出削減目標は、「2°C未満」の達成に必要な排出削減量には全く及ばないとされています。2020年までの排出削減をどう強化するかについてもリマ会議の重要なテーマでした。

表4 2020年までの排出削減努力の引き上げに関する概要(「気候行動のためのリマ声明」⁴より)

<ul style="list-style-type: none"> ・すべての国に対し、京都議定書のドーハ改正の批准・実施を奨励する ・2015～2020年の間、適応、健康、持続可能な開発とのコベネフィットを含めた排出削減効果の高い対策機会の技術的検証を継続する。そのために条約事務局には次のことを求める。 <ul style="list-style-type: none"> ● 技術専門家会合(TEMs)を開催する。そこでは、政策オプションや技術、実施計画の促進を図り、技術執行委員会(TEC)や気候技術センター・ネットワーク(GTCN)、能力構築に関するダーバン・フォーラムなどとの協力や統合を図り、各国から推薦された市民社会、先住民、女性、若者、学術組織、民間組織、準国家の専門家の関与の機会を提供する。 ● 技術ペーパーを更新し、政策決定者向けサマリーを作成するなどして情報を普及させる ・気候行動の実施に関する閣僚級イベントを年に1度開催するよう条約事務局長及びCOP議長に奨励する
--

これについては、2015年から2020年までの間も、排出削減が可能な機会に関する専門的な調査を継続し、具体的な気候変動対策について話し合う技術専門家会合(TEMs)を開催すること、各国がそれぞれの事情に合わせてとりうる政策を模索できるようにすること、排出削減行動・イニシアテ

⁴ 脚注3と同じ。Para 16-22が該当。

イブに関する技術ペーパーを更新することなどを決めました。また、関連の閣僚級イベントを開催するよう奨励することでも合意しています。

今後、具体的な削減行動の機会が様々な形で創出することが期待されますが、今回の合意では、科学的知見から必要とされる水準の排出削減と、各国が持っている排出削減目標とのギャップを埋めるための 2020 年までの具体的な行動を引き出すには不十分と考えられるため、引き続き模索が必要です。

■ リマ会議の成果と課題

1. 2015 年パリ合意へ最低限の道筋をつけた

リマ会議は、過去数年間の COP 同様、時間切れのために決裂かどうかの瀬戸際まで追い込まれた末に合意に至りました。そのため合意の内容は最低限のものに止まりました。しかし、リマ会議において多数国間の合意形成は、パリ合意の成功に向けた重要なシグナルと言えます。

2. パリ会議に向け、国別目標案の提出について決定

今回の成果は、国別目標案の提出のために各国が準備すべき内容が確定し、各国が自国で行う宿題が明確になったことです。すでに目標を発表した EU、米国、中国でも 3 月までの期限に合わせ、今回の決定を踏まえた情報提出のための準備が進められています。今後、早期に目標案を提出し合い、各国や NGO、研究機関の間で事前の評価が進められる状況を作り出すことが、より意欲的な合意に向けて重要になると考えられます。

3. 多くの論点はそのまま未解決。パリ会議までの交渉進展が必要

一方、リマ会議は、大きな争点にはほとんど踏み込めずに終わりました。

大きな論点とは、第 1 に、2015 年合意が「すべての国」を対象にしつつ、合意の中でどのように各国間の行動に共通性と差異を持たせるのか。先進国は、共通の土台で行動することを求め、途上国はこれまでのように先進国と途上国の間に差を設けることを求めています。その間を縫うような案をブラジルが提案するなどの動きもありますが、どのように歩み寄れるのかまだ先が見えません。

第 2 に、排出削減について、どの水準で合意するのか。2 度未満の目標に向けた意欲的な排出削減目標水準と、そのための目標引き上げプロセスに合意できるのかが問われます。

第 3 に、途上国の支援のあり方にどこまでどのように踏み込むのか。確実な公的資金の拠出増加を求める途上国と、先立って資金供与を約束するのは難しいとする先進国との間の見解の差も大きいままです。

そして第 4 に、そもそも「パリ合意」とは何なのか。各国が想定している合意成果は、パリ議定書なのか、それ以外の合意の形式なのか、差があります。そして中核となるパリ議定書のような法的枠組みの中に排出削減目標は明確に義務として位置づけられるのか、それともその外に義務のないものとして置かれるのか。また、法的枠組みには、排出削減だけでなく適応、資金、技術、透明性などの要素をどのように位置づけるのか。さらには、パリで合意すべきことはどこまでなのか、その後に先のばしてもいい細かな論点は何なのかの交通整理も必要です。

それらに加え、まだ 2015 年合意の中の位置付けが明確になっていない、市場メカニズムや森林減少対策 (REDD+) の扱いをどうするかについての検討も必要です。

これらの複雑で深い論点を交渉し合意を導き出すために、2015 年の交渉では、各国は自国の立場に固執することをやめ、前向きな合意に向けて模索することが必要だと考えられます。

日本の課題

1. 2015 年 3 月までに意欲的な目標の提出を

リマ会議が終了した今、日本政府にとって最も重要な課題は、2020 年以降の気候変動対策の国別目標案の検討を加速させ、意欲的な目標案を早く提出することです。リマでの合意により、各国は 2015 年 3 月 31 日の期限までに国別目標案を提出するために、自国で何を準備し、何を検討する必要があるのかが明らかになりました。パリ合意に向けて建設的に交渉に貢献するには期限に間に合わせるよう最大限の努力をする必要があります。世界第 5 位の排出国である日本の提出の遅れは、途上国の行動を後押しすることの足かせにもなりかねないことを十分認識する必要があります。

また、リマ会議の結果、自国の目標案がどう公平で意欲的と言えるのかについても説明が求められています。政府は、IPCC の知見を踏まえ、すでに日本が決定している 2050 年までに 80% 削減という長期目標の達成に向かって、日本の 2 度目標への貢献の公平性と意欲を鑑み、「2030 年までに 1990 年比で 40~50% 削減」⁵ の水準とすることが必要です。

・原子力発電所の再稼働には頼らないエネルギー・ミックスの検討が必要

目標案の検討では、原子力発電を再稼働すれば目標を引き上げられるという議論を耳にします。しかし、原子力発電を再稼働しても数%程度の削減が見込まれるだけであり、その省エネや再生可能エネルギーの導入を遅らせれば、過去そうであったように、まったく削減は見込めません。ひいては、将来原発の新設が認められるはずもないことを考えれば、原発は、リスクを高めるばかりで、気候変動防止のための温室効果ガス大幅削減の技術として期待できません。目標案は、省エネや再生可能エネルギーの最大限の可能性を深掘することによって検討する必要があります。

・石炭火力発電所の新設の抑制が必要

2015 年 2 月現在、37 基以上、合わせて 1,500 万 kW を超える石炭火力発電所の新設・リプレースの計画が浮上しています。石炭火力発電をベース電源と位置づけ政府が推し進めているとともに、事業者が石炭火力発電所の新設計画を加速させているためですが、これは気候変動対策への意欲を疑われる、全く逆行する動きです。目標案の検討では、気候変動を防ぐためのインフラ投資のあり方として、石炭火力発電の推進方針と現在の計画を根底から見直すべきです。

2. 途上国支援への積極的な貢献

⁵ Climate Action Network Japan (CAN-Japan) によるペーパー「2030 年に向けた日本の気候目標への提言」を参照。 <http://www.can-japan.org/advocacy/1482>

途上国支援は、パリ合意の重要な要素となります。リマ会議に先立つ G20 で安倍首相は、気候変動対策の途上国支援のための「緑の気候基金 (Green Climate Fund: GCF)」へ 15 億ドルの拠出を表明しました。リマ会議では改めて日本の拠出表明を歓迎する声相次ぐなど、交渉にとって重要なイニシアティブとなりました。

政府は二国間クレジットメカニズムを通じた支援には熱心ですが、今後は、パリ合意の中でどのように途上国支援を位置付けるのか、長期資金の達成 (2020 年までに年 1000 億ドルの拠出) のためにどのように資金拠出を安定的にできるのかが焦点になります。これらに積極的に貢献することが求められます。

なお、支援する事業の内容も問われます。リマ会議 2 日目、日本政府は、温暖化対策に後ろ向きな国を批判する「本日の化石賞」を受賞しました。授賞理由は、「気候資金」と銘打った途上国支援の資金を CO₂ の大排出源である石炭火力発電所にあてていたことで国際社会から厳しく批判されたものです。たとえ高効率の技術であっても、石炭火力発電を途上国に輸出すれば、その途上国は長期にわたる大量の CO₂ 排出を余儀なくされます。これからの支援はそのような負担を押しつけることなく、省エネや再生可能エネルギーを中心とした支援にシフトすることが求められます。

・日本の役割～京都議定書の精神をパリ合意へ～

パリ会議は、京都からパリへ法的拘束力のある枠組みのバトンを渡す会議となることでしょう。1997 年の京都会議 (COP3) では、日本国内と世界の市民の声の後押しがあったからこそ、各国政府は京都議定書を生み出しました。2015 年は、その経験を踏まえ、政府も市民も、交渉の現実を直視しながらも、希望をもちながら行方を注視して、積極的に行動し、京都議定書の精神をパリへつなげる 1 年にすることが期待されます。

問い合わせ：特定非営利活動法人 気候ネットワーク (<http://www.kiconet.org>)

【京都事務所】〒604-8124 京都府京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305

TEL: 075-254-1011、FAX: 075-254-1012、E-mail: kyoto@kiconet.org

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-210、FAX: 03-3263-9463、E-mail: tokyo@kiconet.org